

平成29年度人事行政の運営等の状況

第1編 概要

I 職員の任免状況

(1) 職員の採用の状況

平成29年度は、4月に一般事務8名、保育士2名、保健師2名、土木2名、消防職員1名及び教育公務員3名を採用しました。

(2) 再任用職員の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて任期を定めて(1年)採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

また、任期(1年)は、65歳になる年度まで更新することができます。

平成29年度は、再任用職員12名を採用しました。

(3) 職位別任用状況

課長補佐級以上の職の平成30年3月31日現在の職員数及び平成29年度の昇格者数は、次のとおりです。

(単位：人)

標準的な職名	統括監	課長	課長補佐	合計
職員数	7	46	37	90
うち昇格者数	1	6	5	12

(4) 職員の退職の状況

平成29年度は、14名の職員が退職しました。事由は定年退職が4名、自己都合等退職が10名となっています。

II 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	44,718	10,983,991	413,684	2,460,362	22.4	22.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 285	千円 1,024,461	千円 249,248	千円 434,695	千円 1,708,404	千円 5,994	千円 5,805

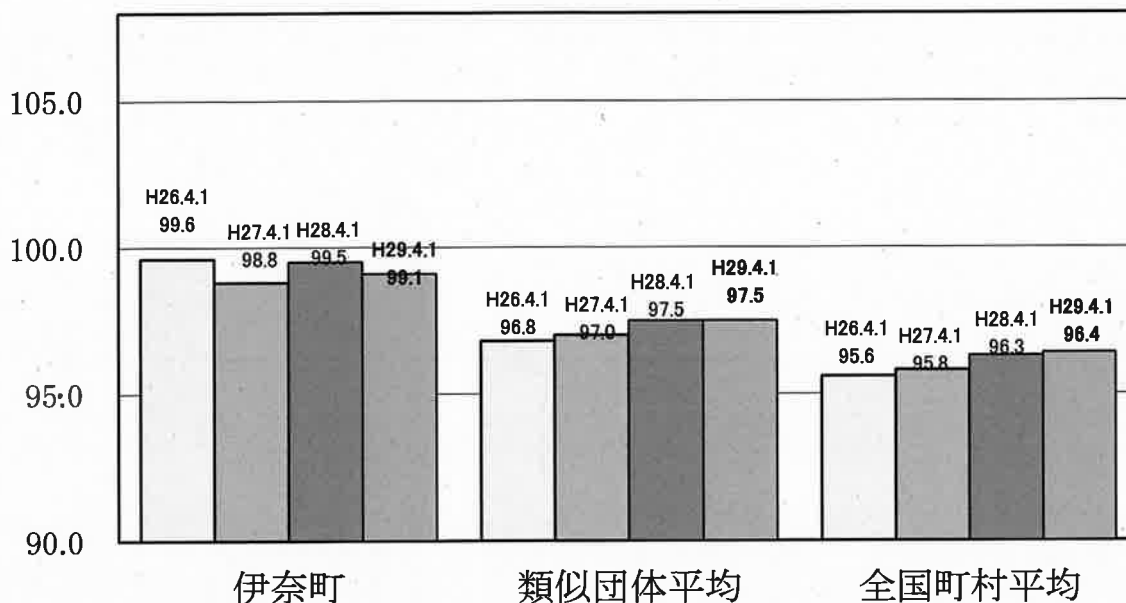
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

4 類似団体平均は、平成29年4月1日現在のものです。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 技能労務職の給料表についても、国の見直し内容を踏まえ、見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6％に対し、伊奈町においても6％を支給。
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は5％、平成28年4月1日から6％を支給。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合	平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
国基準による支給割合	3%	5%	6%	6%
伊奈町の支給割合	3%	5%	6%	6%

③その他の見直し内容

特に無し。

(5)特記事項

特に無し。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊奈町	41.8歳	312,600円	388,400円	386,443円
埼玉県	42.9歳	326,439円	421,897円	380,087円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.4歳	306,690円	368,419円	341,025円

※他団体の平均給与月額は、平成29年4月1日現在のものです。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料 月額	平均給与月 額(A)	平均給与月 額(国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月 額(B)	
伊奈町	42.3歳	9	265,800円	301,800円	292,333円	—	—	—	—
うち調理員	—歳	—	—	—	—	調理士	43.0歳	259,400円	—
うち用務員	—歳	—	—	—	—	用務員	55.1歳	207,300円	—
うち自動車運転手	—歳	—	—	—	—	自家用乗用自動車運転手	60.0歳	186,800円	—
国	50.6歳	2,722	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	50.6歳	10	298,706円	326,111円	317,152円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
伊奈町	—	—	—
うち調理員	—	3,445,800円	—
うち用務員	—	2,818,600円	—
うち自動車運転手	—	2,360,200円	—

※技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成26年～28年度の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※他団体の平均給与月額は、平成29年4月1日現在のものです。

（注）1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（2）職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		伊 奈 町	県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	185,800円	185,800円	179,200円
	高校卒	168,600円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	156,800円	154,000円	144,500円
	中学卒	—	—	—

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	374,916円	403,175円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

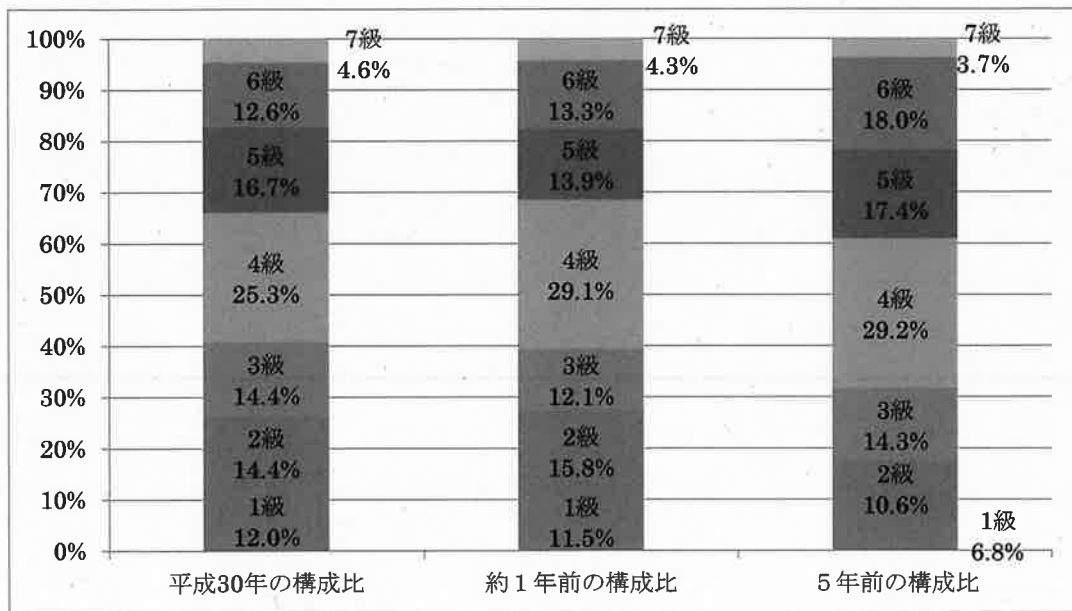
※記載のない箇所については、職員数が少なく平均値が算出できないため公表しておりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	統括監の職務又はこれに相当する職務	8人	4.6%	362,300円	456,400円
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	22人	12.6%	318,500円	427,100円
5級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	29人	16.7%	288,000円	395,000円
4級	係長の職務又はこれに相当する職務	44人	25.3%	262,000円	380,600円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	25人	14.4%	228,900円	349,600円
2級	主事の職務又はこれに相当する職務	25人	14.4%	192,700円	303,800円
1級	主事補の職務又はこれに相当する職務	21人	12.0%	142,600円	247,100円

(注) 1 伊奈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		◎	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 奈 町	埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額 (29年度) 1,493 千円	1人当たりの平均支給額 (29年度) 1,734 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

伊 奈 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 49.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 49.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり 平均支給額 5,076 千円 23,409 千円 (29年度)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		71,349千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		231,653円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全域	6%	308人	6%

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		3,167千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		31,668円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		32.5%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
犬猫等死体処理手当	環境対策課職員	犬、猫等の死体の処理に従事した者	1件300円
行旅死病人取扱手当	福祉課職員	行旅病人の救護処理に従事した者	1件300円
	福祉課職員	行旅死亡人、変死人の処理に従事した者	1件1,000円
消防業務手当	消防署職員	消防本部に勤務し、消防業務に従事した者	月額2,000円
	消防署職員	機関員	1当務100円
	消防署職員	火災現場に出動し、消火活動又は火災原因調査に従事した者	1回300円
	消防署職員	救急現場に出動し、負傷者の収容業務又は現場手当を施す業務に従事した者	1回300円
保育士手当	保育士	保育所の保育業務に従事する保育士	月額1,000円
保健師手当	保健師	法定予防接種、療養指導、家庭訪問指導の業務に従事する保健師	月額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	63,911千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	357千円
支給実績 (28年度決算)	64,573千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	404千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者・父母等6,500円 子10,000円 (満16歳～22歳の子に対する加算1人につき5,000円)	同		31,930千円	245,615円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (家賃の額に応じて27,000円を限度に支給)	同		14,589千円	280,561円
通勤手当	交通機関等(電車等)利用(2km以上) 運賃等相当額(1月当たり55,000円を限度) 交通用具(自動車等使用)(2km以上) 距離に応じた額(2,000円～31,600円)	同		12,395千円	52,080円
管理職手当	管理職の職責に応じて35,000～65,000円を定額支給	同		51,700千円	527,551円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同		8,044千円	148,963円
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給	同		1,310千円	50,388円

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	616,000円 (770,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	646,000円	920,000円 /	585,600円
報酬	議長	322,000円	499,000円 /	227,000円
	副議長	257,000円	430,000円 /	182,000円
	議員	229,000円	400,000円 /	157,000円
期末手当	町長	(29年度支給割合)		
	副町長	4.40月分		
退職手当	議長	(29年度支給割合)		
	副議長	4.40月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	616,000円×在職月数×0.35×1.15	11,901,120円	(任期毎)
		646,000円×在職月数×0.21×1.15	7,488,432円	(任期毎)

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

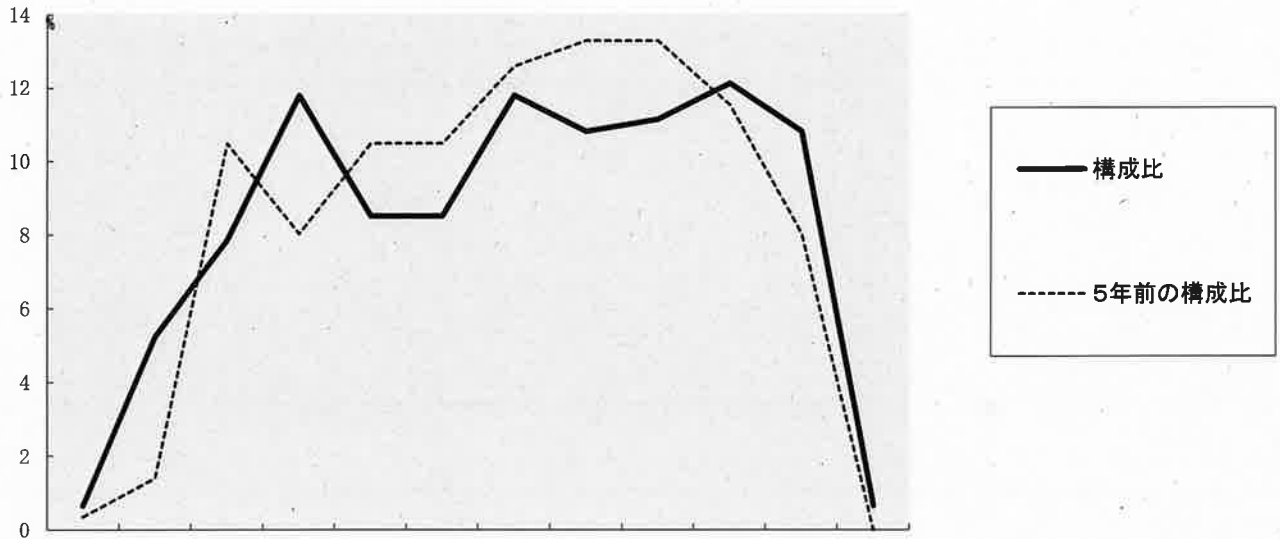
部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	休業者増による配置換え 業務増による人員補充 退職不補充 組織改編による人員補充 "
		総務	57	60	3	
		税務	22	22	0	
		民生	59	62	3	
		衛生	21	20	△1	
		労働	—	—	—	
		農水	5	6	1	
		商工	3	5	2	
		土木	18	18	0	
		計	188	196	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.85人)
	教育部門	32	33	1	業務分担の見直し	
	消防部門	54	56	2	組織強化のための人員補充	
	小 計	274	285	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.73人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.22人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水道	8	6	△2	課内業務分担の見直し
		下水道	5	7	2	"
		その他	18	18	0	
	小 計	31	31	0		
合 計			305	316	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.67人
			[336]	[342]	[. 6]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

※類似団体の人口1万人当たりの職員数は、平成29年4月1日現在のものです。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 ~ 歳 ~ 歳 ~ 歳 ~ 歳 ~ 歳 ~ 歳 ~ 歳 ~ 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	24人	27人	34人	23人	33人	29人	34人	28人	40人	38人	4人	316人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門	H25	H26	H27	H28	H29	H30	過去5年間の増減数(率)
一般行政	188	193	194	188	188	196	15 (8.3%)
教育	34	34	34	33	32	33	△1 (△2.9%)
消防	52	53	53	53	54	56	5 (9.8%)
普通会計計	274	280	281	274	274	285	19 (7.1%)
公営企業等会計	30	27	28	29	31	31	1 (3.3%)
総合計	304	307	309	303	305	316	20 (6.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 920,683	千円 91,778	千円 49,839	% 5.4	% 7.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 8	千円 31,413	千円 5,543	千円 12,973	千円 49,839	千円 6,230

(参考)埼玉県平均 1人当たり給与費 千円 6,218

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 奈 町	45.1 歳	354,692円	519,160円
団 体 平 均	44.4 歳	343,701円	513,093円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
※団体平均は、平成29年4月1日現在のものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊奈町（企業職）	伊奈町（一般行政職）
1人当たりの平均支給額（29年度） 1,622 千円	1人当たりの平均支給額（29年度） 1,493 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

伊奈町（企業職）	伊奈町（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.2705月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.2705月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり 平均支給額 — 千円 — 千円 (29年度)	1人当たり 平均支給額 5,076千円 23,409千円 (29年度)

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

- ※1人当たりの平均支給額については、個人が特定される恐れがあるため、企業職については公表しておりません。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			2,043千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			255,357千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	6%	8人	6%

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	505千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	63千円
支給実績（28年度決算）	659千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	82千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等6,500円 子10,000円 （満16歳～22歳の子に対する加算1人につき5,000円）	同		594千円	148,500円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 （家賃の額に応じて27,000円を限度に支給）	同		0円	0円
通勤手当	交通機関等（電車等）利用（2km以上） 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 交通用具（自動車等使用）（2km以上） 距離に応じた額（2,000円～31,600円）	同		271千円	45,188円
管理職手当	管理職の職責に応じて35,000～65,000円を支給	同		2,040千円	510,000円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同		0円	0円
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給	同		0円	0円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分(国と同じ)と定められており、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとなっています。そのうち、午後0時から午後1時までが休憩時間となっています。

なお、部署によっては、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

年次有給休暇……有給の休暇で、1年につき最高20日が付与され、翌年に最高20日を繰り越すことができます。

病 気 休 暇……職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる有給の休暇です。

公務上の負傷又は疾病の場合にはその療養に必要な期間が、公務外の負傷又は疾病の場合には、最大90日(結核性疾患の場合は1年)です。

特 別 休 暇……特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。職員は、次に掲げるそれぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができます。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認める期間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間
- (3) 出産の場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間
- (4) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間
- (5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める期間
- (6) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間
- (7) 生理日における勤務が著しく困難な場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (8) 忌引の場合 次に定める期間

死亡した者		日数	
配偶者	7日		
1 親等の直系尊属(父母)	血族 7日	姻族 3日	
同 卑属(子)	同 5日	同 1日	
2 親等の直系尊属(祖父母)	同 3日	同 1日	
同 卑属(孫)	同 1日	同 ー	
2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	同 3日	同 1日	
3 親等の傍系尊属(伯叔父母)	同 1日	同 1日	

備考

- 1 死亡した者が、職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準じる。
- 2 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、父母に準じる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、その往復に要する実日数を加算する。
- (9) 配偶者及び父母の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合 その都度必要と認める期間
- (11) 災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (12) 結婚の場合 5日の範囲内において必要と認める期間
- (13) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日の範囲内においてその都度必要と認める期間

- (14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (15) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間
- (16) 要介護者の介護その他の町規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (17) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実に努める場合 1の年の7月から9月までの期間内において6日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し6日を超えない範囲内で町規則で定める日数)の範囲内でその都度必要と認められる日数
- (18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 その都度必要と認める期間
- (19) 地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認める期間
- (20) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための抹消血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため抹消血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間
- (21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認める期間
- ア、地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは病気にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて、規則で定めるものにおける活動
- ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は病気により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

介護休暇……職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、病気又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

介護休暇の期間は、介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認める期間となります。

組合休暇……職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間における無給の休暇で、1年につき20日まで与えられます。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成29年1月1日から平成29年12月31日までの職員の年次有給休暇の年平均取得日数は10.0日となっており、平成28年(10.2日)に比べて0.2日減少しています。

(4) 育児休業、育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業をすることができる制度です。原則として、育児休業期間中には給与は支給されません。

育児部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないことができる制度で、休業した期間の給与は減額されます。

育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を受けて、その職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度で(1週間当たりの勤務時間19時間25分~24時間35分)、勤務をしなかった時間の給与は減額されます。

平成29年度中に新たに育児休業を取得した職員は5名、新たに育児部分休業を取得した職員は2名です。

(5) 時間外勤務の状況

平成29年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は17.0時間です。(平成28年度は19.4時間)

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成29年度に分限処分を受けた職員は4名(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

(2) 懲戒処分の状況

平成29年度において、懲戒処分を受けた職員は0人です。

V 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」。地方公務員法第30条で規定されているサービスの根本基準です。この根本基準を実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)、信用失墜行為の禁止(第33条)、秘密を守る義務(第34条)、職務に専念する義務(第35条)、政治的行為の制限(第36条)、争議行為等の禁止(第37条)、営利企業等の従事制限(第38条)などの義務や制限を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。本町には伊奈町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例があり、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合若しくは任命権者が定める場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務が免除されることがあります。

平成29年度においては、人間ドックを受診する場合、献血に協力する場合及び消防団活動に従事する場合について職務に専念する義務が免除されています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととされています。任命権者の許可の基準は、営利企業等の従事制限に関する規則に定められています。

平成29年度における許可件数は0件です。

VI 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

平成29年度における研修の状況については下記のとおりです。

・町単独研修

新規採用職員研修(12人)、職員人権問題研修(122人)、人事評価制度研修(44人)

・彩の国さいたまづくり広域連合主催研修

「階層別研修」

新規採用職員研修(11人)、中級研修(基礎)(8人)、中級研修(実践)(6人)、係長級研修(10人)、課長補佐級研修(4人)、課長級研修(9人)、再任用職員研修(3人)

「選択研修」

地方自治法(7人)、民法(1人)、プレゼンテーション(2人)、段取り向上(1人)、文章力向上(1人)、業務改善(1人)、OJT(1人)、基礎から学ぶ地方自治法(2)、身近な例で学ぶ地方自治法(23)

「民間企業派遣研修」(1人)

「講師養成研修」

講師技法を学ぶ(1人)

・北足立北部共同研修会主催研修

意識改革研修(3人)、法制執務研修(4人)、課長補佐級研修(3人)、メンタルヘルス研修(12人)、女性職員キャリアアップ研修(4人)

・国土交通大学校(1人)

・自治大学校(1人)

・市町村アカデミー(2人)

(2) 職員の人事評価の活用方法の概要等

人事評価は、職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価であ

る「能力評価」と職務を遂行するにあたり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である。「業績評価」により行っており、人事異動や昇格に活用しています。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉縣市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員及びその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他、一般職全職員で組織する「伊奈町職員親睦会」に厚生事業を委託しています。伊奈町職員親睦会では、慶弔・レクリエーション・クラブ補助・職員研修・会報発行等の事業を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担率は法定されており、平成29年度は379,402千円の負担金を支出しました。

また、平成29年度に伊奈町職員親睦会に厚生事業を委託するのに要した費用は2,114千円です。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成29年度に認定された公務災害はありません。

第2編 公平委員会の業務の状況

I 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度は、勤務条件に関する措置の要求はありません。

II 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成29年度は、不利益処分に関する不服申立てはありません。